

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準

(環境省告示第59号)

(平成18年3月1日)

1 適用対象となる温泉の種類

本基準の適用対象となる温泉は1キログラム中、総硫黄(硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ)を2ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 利用施設の構造

温泉利用許可者(温泉法(昭和23年法律第125号)第13条第1項の規定による許可を受け、温泉を公共の浴用に供し、又は供しようとするものをいう。以下同じ。)は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を次の設備構造とすること。

(1) 換気孔等

イ 浴室(露天風呂の場合は利用空間をいう。以下同じ。)に換気孔又は換気装置(以下「換気孔等」という。)を設ける等により、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(イ) 浴槽湯面から上位10cmの位置の濃度 20ppm

(ロ) 浴室床面から上位70cmの位置の濃度 10ppm

ロ 換気孔等を設けたにもかかわらず、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、イに定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間に湯畑その他のぼっ気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超えないようにすること。

ハ 換気孔等は、2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ水準に設けること。(別図1参照)

(2) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。(別図2参照)

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。(別図3参照)

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないように、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこと。

(3) 測定結果の記録及びその保持

硫化水素の測定結果について都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保持しておくこと。

(4) その他

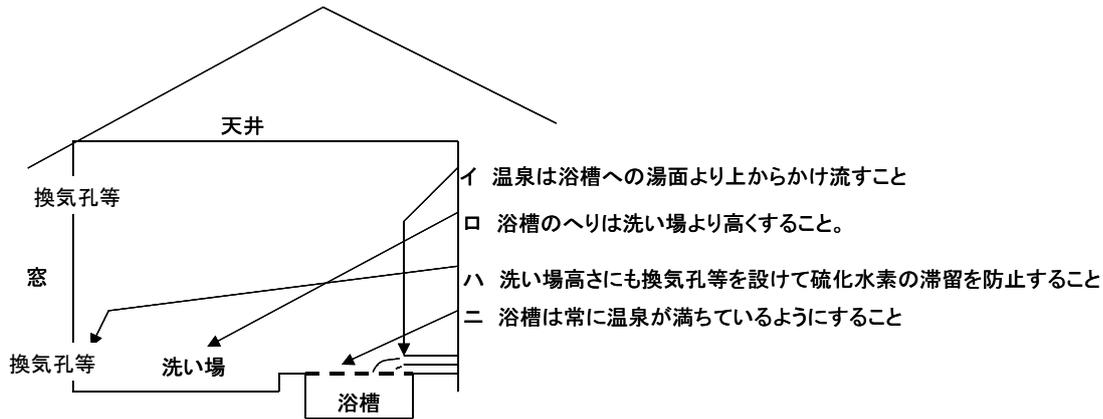
イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

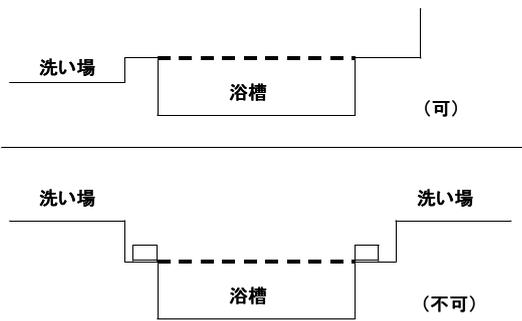
4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

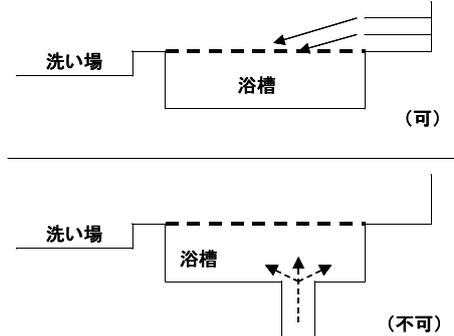
別図 1



別図 2



別図 3



○温泉利用基準（飲用基準）

(昭和50年7月12日)

(環自企424号)

第二 飲用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふつ素、鉛、水銀、遊離炭酸

2 飲用許容量

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

(1) 大人(16才以上の者)

ア ひ素を含有する温泉水

飲用の総量 $(0.1 / A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.1mg

イ 銅を含有する温泉水

飲用の総量 $(2.0 / A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 2mg

ウ ふつ素を含有する温泉水

飲用の総量 (1.6/A×1000) ml (1日につき)

成分の総摂取量 1.6mg

エ 鉛を含有する温泉水

飲用の総量 (0.2/A×1000)ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.2mg

オ 水銀を含有する温泉水

飲用の総量 (0.002/A×1000) ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.002mg

カ 遊離炭酸を含有する温泉水(単純炭酸泉、含炭酸重曹泉等)

成分の総摂取量 1000mg (1日につき)

※ Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

(2) 小人(15才以下の者)

15才以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。

ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

3 施設の管理等

(1) 衛生管理

ア 源泉の管理

飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が、温泉中に侵入しないように遮断されていること。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

イ 中継槽の管理

中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、層の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。

ウ 送(引)湯管路の管理

送(引)湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分等から混入しないように管理すること。

エ 貯湯槽の管理

貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し施設構造は、地上式にすること。また、年一回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。(清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気をほどこす等注意すること。)

オ 飲泉用コップの管理

飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。

(2) 微生物学的衛生管理

ア 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年一回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

イ 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
全有機炭素(TOC)	5mg/L以下であること

(3) その他

ア 強酸強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあつては、特に稀釈、容量等を明示すること。

イ 臭気、味、色度、濁度については、異常でないことを確認すること。

(4) 飲用場所の限定

飲用に供する湯栓等は公衆衛生が確保できるように限定し、その場所を明確に表示すること。

(5) 飲用許容量等の明示

飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最小量の飲用許容量を掲示すること。とくに、炭酸ガスを含有する温泉については、大量の炭酸の飲用吸収による鉱泉醗酵について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。

第三 分析基準

1 第二の1に掲げた成分の分析は、鉱泉分析法指針により行うこと。

2 第二の3(2)に示した一般細菌、大腸菌群、全有機炭素の検査については、次の方法により行うこと。

(略)

※最終改正

平成19年10月1日

環自総発第071001002号